

第3回 各務原市まちづくり推進会議 ウェブサイト掲載内容

◇前回意見への回答及び内容に修正を行った箇所について

A 委員：「経常収支比率」のところにある「教育や公共施設整備等」という文言が削除されたが、教育は市政の柱となるものでだと考えている。実際に市長も学校現場に出向いて、職員を激励したり、職員のやる気を引き出していただいている。教育への考えについて、市長の考えと、財政部門の考えに乖離があるのか確認したい。

企画政策課長：総合計画及び総合戦略でも、教育は重要な柱だと認識し、位置づけている。市長も就任当初から「子ども・子育て・教育」という分野には非常に力を入れており、毎年度の予算編成についても、教育について非常に重きを置いています。そういった点でも市長の考えと財政部門に乖離があるようなことはございません。

G 委員：義務教育では、限られた予算ではありますが、可能な限り教育を向けさせていきたいと考えています。例えば、教育環境の充実ということで、エアコンの整備なども積極的に進めています。義務教育以外の部分では、市長の就任当初から実施しております「寺子屋事業」について、とても重要視しています。全国から来る議会の視察でも、一番視察したいと言われるのが「寺子屋事業」です。2月の中旬に来年度予算の公表をさせていただきますが、その大きな柱にこの「寺子屋事業」を掲げさせていただきたいと考えています。そのコンセプトは、学校の外の部分で地域の皆さんを取り囲んで子どもたちを見守ったり、育てたりする環境を作りたいといったものです。各務原市には地域資源となる人材や企業などもみえまして、事業を再整理し、さらに強化を図っていきたいと考えています。

E 委員：子どもが育つ場というのは、学校の中で育つというのと学校の外で先生以外の自分がモデルとしたい大人によって導かれていくという2つがある。これを「共育ち」というのですが、共に育つ教育の場として、「寺子屋事業」は非常に意味があるものだと考えますので、是非とも強化していただければと思う。

B 委員：「民間の活用」の部分ですが、市から業者に委託する場合、業者選定の基準で地元

の企業を優先するなど、そういったスキームはありますか。例えば、同じようなレベルであれば地元を優先するとか、委託先に地元の方を雇用してもらおうとか、そういったスキームがあってもいいかと思う。

企画政策課長：施設管理運営に対する民間委託については、広く公募を行っておりますので、市内の業者に限定はしていません。業者が持っているノウハウを活用して、市民サービスのさらなる向上へ繋げるためには、市内業者にとらわれることなく、ノウハウを持った業者が行うことが重要になってくると考える。但し、工事などの発注の場合は、地元企業の育成という観点から配慮した入札形態になっている部分がある。

B 委員：土木系は意識されているということかと思いますが、施設管理運営などになると、恐らく東京資本も参入したりすると思いますので、今の地方創生に逆行している部分を感じます。なるべく地元にお金が落ちる仕組みを作らないといけないと考えています。

◇「(仮) 行政経営改革方針」の目標指標について

《事務局説明 基本方針①》

《質疑・意見》

B 委員：「政策立案能力の強化」というところで、職員提案制度の年間提案件数が2件というのは、少ないといった印象を受けるが、どのくらいのレベルのものを提案するものなのか。

企画政策課長：もともと職員提案制度というものがあまして、26年度にリニューアルを行い、直接市長に市役所が抱えている課題に対する提案ができる制度に改め、27年度に初めて募集をかけて、実施したところ2件だった現状があります。提案によっては、解決策までを求める提案もあれば、そこまで行きつかないものに関しても受けつける提案制度にはなっています。まだ提案制度について、浸透していない部分もあるので、まずは制度周知が必要だと認識しております。

B 委員：2 件、3 件というのはいかにも少ないように感じるので、制度自体を見直したほうがよいと感じる。いつまでにではなく、常時受け付けるとか工夫されたらどうか。職場のカイゼンということなら、毎年 3 件というのではなく、上がっていった方がよいのでは。

企画政策課長：提案しやすいような制度設計に改め、職員が意欲的に提案制度に結びつけられるような見直しについては検討します。但し、ちょっとした事務カイゼンは、この提案制度には含まれていないので、若干件数が少なくなると思うが、この制度ではあくまでもっと大きな政策課題などを解決するための提案制度となっています。

F 委員：表彰とか発表会は実施されないのですか。

企画政策課長：この提案制度では、市長の前でプレゼンするだけでなく、審査結果、講評まで含めて、すべての職員が広聴できるようになっている。

G 委員：表彰についても可能かと考える。今年度は 50 人くらいの職員が広聴している中、市長を前にプレゼンを行った。平成 27 年度の 2 件では、空き家に対するリノベーションという、市場にまわらないまでの物件をどうやって市場にまわらせていくかというマッチングをさせる事業と災害があったときの避難所において、各職員が応急の対応であるとか、メンタルの対応を含めて全職員に研修させることが提案された。この 2 件は、それぞれ所管外の人たちとコミットしながら一緒になって提案された。空き家リノベーションでは、空き家の建物がどうかという建築基準法に関する建築指導課と空き家のアンケート調査を行った企画政策課など、2、3 の課の若手職員が一緒になって、自分の業務とは別に考えることが肝となっている。自分の所管の中でもいろんな解決しないといけない課題があり、その課の中で、他課との連携の中で解決していくことは当然行っていますが、空き家のような最新の課題やこれからくる災害に対する課題など、今後、必要となってくる取り組みに対して自分の所管外の職員と一緒に提案されたのが今回の 2 件である。指標の件数については、少し伸ばすことを検討するが、そういった取り組みを来年度以降も引き続き取り組んでいこうと考えている。

B 委員：政策立案には参画意識が大切であり、市の職員が自分が行政に参画しているという意識の高揚を図ることが重要だと思う。ハードルを上げすぎてしまうと、一部の人だけの

ものになってしまうので、できたら広く募れるような体制にされた方がよいと考える。

オブザーバー：「職員研修の充実」について、研修が一人当たり 1.06 回というのは少ないと感じる。また、「1.25 回」から「1.27 回」に「0.02」ずつ刻んでいく意味合いについて、どの程度増えて、どのようなところに力点を置いてやっていくのかなど、我々の感覚とずれがあるように感じる。

人事課長：この指標は、職員が 840 人くらい居ますが、研修に参加した人数で割った数字がこの数字となります。「1.いくつ」という数字は少ないように見えますが、満遍なく 840 人の職員が 1 年 1 回何かの研修を必ず受けているというのは、消防の職員や保育士さんも含めての数になっているので、少ない数ではないと考えている。

オブザーバー：外部への研修はあるのですか。

人事課長：外部講師にお願いする研修もあるし、内部講師で行うものもある。最大で 100 人程度の会議室でやるときが一番大きく、その他は 20 人とか、30 人とかの規模のものが多い。

オブザーバー：例えば、どんな研修が多いのか。

人事課長：公務員の倫理研修や危機管理研修、新規採用職員の研修もある。また、係長、課長になった職員への研修など、様々な研修を行っている。

オブザーバー：市民目線を考えた研修などの研修はあるとよいと感じるが。

人事課長：市民の中に入っていき、どうコーディネートしていくのかというファシリテーション研修も行っている。

オブザーバー：銀行も接客業だが、以前はそれほどCS というものへの意識が高い業界でなかった。最近はCS 目線が非常に高まってきており、市役所でも検討されたらどうかと思う。

人事課長：市でも接客研修を行ったり、ホテルマンの方に講師を依頼したり、そういった意識を持つように取り組んでいる。

《事務局説明 基本方針②》

《質疑・意見》

C 委員：「地域コミュニティへの支援」にあります「エリア担当職員」とはどういった人のことを指すのか。また、自治会の加入率は低下の一途をたどっていますが、その対策についてどういった手立てを考えているか。そして、「エリア担当職員」との関係性は。

企画政策課長：「エリア担当職員」というのは、行政と地域を繋ぐパイプ役として、市内のサービスセンターなどに4名の職員を配置しています。地域の情報把握や情報提供、自治会からの相談などを受ける業務に携わっている。自治会の加入率については、アパートの管理会社に加入促進に向けた取り組みをお願いしている。また、自治会加入を促進するためのパンフレットを作成し、自治会に加入するメリットについて、周知を行っている。但し、数値につながっていない部分もあるので、引き続き検討が必要であると考えている。

C 委員：「エリア担当職員」は地域コミュニティへの支援を日常活動として行えないか。「エリア担当職員」が自ら外へ出て、何かするといったことはないか。

企画政策課長：「エリア担当職員」は自治会の総会に出席したり、いろいろな地域の活動に参加している。来年度からは「エリア担当職員」が全自治会長さんの家を訪問して、顔つなぎをするなどの取り組みも計画している。閉じこもりで受身の態勢というわけではなく、積極的にこちらから現地に赴くような体制を整えている。

D 委員：「シティプロモーションの推進」について、3年間の準備期間で31年度に10事業

というのはどうなのか。

企画政策課長：基本的にはいま行政が取り組んでいる事業が中心となって、市民のアイデアをもらうため市民参画を促し、市民協働で事業を作り上げていくようなことになる。これから新しい事業を組み立てていくというより、既存の事業の中に市民を取り込んで一緒に考えて事業をやっていくような形になっている。少しずつ市民参画できる事業に仕立てているので、目標達成することは可能だと考える。

E 委員：「まちづくり活動の支援強化」ですが、新たに毎年3団体ずつ支援していくというのですが、スタート助成がなくなったときに、団体の活動ができなくなる可能性はあるのか。

企画政策課長：スタート助成金については、設立後3年未満の団体が2年間は受けられるという制度であり、3年目から市の助成はなくなるが、活動が継続できるように他の団体が出している助成金などを紹介するなど、まちづくり支援相談員がサポートする。また、一定期間活動を継続すると、スタート助成とは違う助成がもらえる制度があり、活動の自立を促すような補助スキームになっている。

E 委員：活動を継続できるための支援の充実ということを明記されては。

企画政策課長：修正し、明記させていただく。

《事務局説明 基本方針③》

《質疑・意見》

B 委員：「受益者負担に基づく使用料等の見直し」について、それぞれの施設に応じた設置目的などがあると思うが、その辺はバランスをとって行うような考え方なのか。

企画政策課長：施設の設置目的や施設の形態も踏まえた見直しを検討している。使用している団体もいるので、そういった団体との調整も必要だと考える。

B 委員：公共施設があるからコミュニティが維持されている側面もあると思うので、あまり民間的過ぎる発想ではいけないと感じる。

企画政策課長：公共施設の運営に多くの税金がかかっているという面もあり、使っている人と使っていない人との差をつけることは必要だと考えるが、差をつけすぎること、コミュニティの維持がされなくなることに對しては、留意する必要があると考える。

A 委員：緊縮財政の折には、受益者負担はあってもいいと考える。特定の人を使う公共施設というのは、使う人がある程度負担するというのが大原則である。使う利用者が小学生～高校生であるとか、収入のないような方へは使用料を減額するなど、配慮はあってもよいと感じる。これからの公の施設は受益者負担でなくてはいけないと思う。

《全体について》

A 委員：この「行政経営改革方針」で一番大事なものは、市役所職員對する意識改革にとどまらず、ここに示された哲学や理念を市民にも共通認識を持ってもらい、市民の意識改革を實踐していくことが必要だと感じる。双方の意識改革が図れないと、絵に描いた餅になってしまうので、具体的な實踐を大いに期待している。

C 委員：市役所は世間とは別の世界だということを理解しないといけないと感じる。自分たちが正しいと思ってやっていることが、市民の皆さんになかなか理解されないことはたくさんある。市役所の窓口では、サービスを向上させるために銀行方式を取り入れているが、世間ではそのルールを必ず守られていることもあり、採用した経緯がある。これからも市役所独特の方式を取り入れるよりも、世間で共通的に取り入れられていることは何かということを探し、取り入れていくことが、市役所が開かれた場所になっていくことにつながると考える。

G 委員：これからの市役所は全体的に人も減ってくる中で、空き家や買い物困難者の対策、高齢者への支援など、具体的になってくる課題に対して、対策を取っていかないといけない時代に入ってきている。財源的な課題もあり、決まった制約の中で市の職員が市民と一緒に、いろいろな感覚を持ちながら対応していくことが極めて大事なことになる。市長は就任してから市民との対話について、日々言っておりまして、市役所の人間もしっかり意識を統一し、意識を共有させていきながら、市民の意識も共有しながら頑張らせていただきたい。